

「共済事業向けの総合的な監督指針」への意見

[氏名]	在日米国商工会議所 保険委員会 (担当者) 在日米国商工会議所 渉外室
[住所]	〒106-0041 東京都港区麻布台2-4-5 メソニック39MTビル10階
[電話番号]	(03) 3433-8451
[FAX番号]	(03) 3433-8454
<p>[意見]</p> <p>今般の消費生活協同組合法施行令の改正については、消費生活協同組合（以下生協）によって運営されている共済の契約者保護の充実を図るものとして歓迎いたします。ACCJは、日本政府は民間保険会社といわゆる制度共済の競争条件同一化を速やかに達成すべきであり、そのためには制度共済はすべて金融庁の監督下に置かれるべきであると考えております。それが実現されるまでの間、今回制定されたルールの実効性を確保するために、厚生労働省がスキルと経験を有した人的リソースを十分に手当てして、金融庁による保険会社の監督・検査と同じ水準で、かつ機動的に対応できる体制を整備されることを要望いたします。</p> <p>・ 該当箇所</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>Ⅲ-2-1 子会社等</li> <li>Ⅳ-3 1の被共済者当たりの共済金額が100万円を超える共済事業を実施する場合の審査要領等</li> </ol> <p>・ 意見内容、理由</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>Ⅲ-2-1 子会社等</li> </ol> <p>子会社のサービス等を利用してお客様に共済契約を勧誘する行為は禁止されるため、そうした行為が行われた場合には指導・監督の対象となるという理解でよい。また、その旨を監督指針上明らかにすべきと考える。</p> <p>(理由)</p> <p>従来、消費生活協同組合法においては、共済事業を行う生協であっても、別の事業を兼業し、組合員へサービスを提供してきた経緯があると理解しております。今般改正された法令上、子会社の範囲や兼業の禁止が明確に規定されておりますが、これまでの経緯を踏まえると、今後の共済募集の場合においても、引続き一体での募集行為が行われる可能性が考えられます。したがって、法令上禁止さ</p>	

れている行為である旨を明示することにより、未然にそうした禁止行為の発生を防止し、契約者保護のための実効性を高める必要があると考えます。

## 2. IV-3 1の被共済者当たりの共済金額が100万円を超える共済事業を実施する場合の審査要領等

共済金の最高額の引き上げを旨とする共済事業規約の設定・変更については、生協共済と民間保険会社との競争条件が同一化されるまでは認可すべきではないと考える。

(理由)

生協は、農協等特定の職業に従事している者の協同組合とは異なり組合員の対象範囲が広く、共済事業の規模や商品性も保険会社と同質化しつつあります。今般、そうした背景の下、法令改正が行われ、契約者保護の充実が図られることとなりましたが、税制等の競争条件は、依然として保険会社等とは異なる不公正なものとなっています。日本政府が、実質的に不特定多数を対象としている、いわゆる制度共済に対し、民間保険会社よりも有利な競争条件を与えていることは、「サービスの貿易に関する一般協定(GATS)」上の義務に反しており、日本政府は、民間保険会社と制度共済の競争条件同一化を速やかに達成すべきと考えます。従って、日本政府は、生協共済と民間保険会社の競争条件が同一化されるまで、不特定多数の人々への共済販売をさらに容易にし、生協共済の事業拡大につながるような措置を認めるべきではありません。したがって、民間保険会社と制度共済の競争条件同一化が達成されるまでは、共済金の最高額の引上げを認めるべきではないと考えます。

以上